	x_d：株式会社ＮＴＴドコモの東京証券取引所における株価の取引日dの最終価格（取引日から期待自己資本利益率算定年度の最終日までの期間において株式併合又は株式分割が行われた場合には、期待自己資本利益率算定年度の最終日における一株当たりの価格となるよう調整した最終価格） m_d：東証株価指数の取引日dの最終価格
株式会社ＮＴＴドコモ以外の電気通信事業者	次の方法により算定したβ $$\beta=\frac{1+(1-T)\frac{D_{net}}{E}}{1+(1-T_0)\frac{D_{net0}}{E_0}}\cdot\beta_0$$ D_{net}：事業者の期待自己資本利益率算定年度における純有利子負債（有利子負債から現金及び預金を減じたもの又は０のいずれか高い方。以下同じ。） E：事業者の期待自己資本利益率算定年度における純資産 T：事業者の期待自己資本利益率算定年度における法定実効税率 D_{net0}：株式会社ＮＴＴドコモの期待自己資本利益率算定年度における純有利子負債 E_0：株式会社ＮＴＴドコモの期待自己資本利益率算定年度における純資産 T_0：株式会社ＮＴＴドコモの期待自己資本利益率算定年度における法定実効税率 β_0：前項に掲げる株式会社ＮＴＴドコモのβ

２　前項の算定に用いる、資産、負債及び純資産の額は、それぞれ第二種指定電気通信設備接続会計規則（平成二十三年総務省令第二十四号）に基づき整理された貸借対照表に計上された期首及び期末の額の合計を二で除したものを用いるものとする。この場合において、有利子負債の額に含める勘定科目は、社債、借入金及びリース債務のいずれかに該当することが客観的に認められるものに限る。

○総務省告示第三十七号

電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第二十三条の九の三の規定に基づき、総務大臣が定める様式を次のように定め、第二種指定電気通信設備接続料規則及び電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令（平成二十九年総務省令第五号）の施行の日（平成二十九年二月十五日）から施行する。

平成二十九年二月十五日　　総務大臣　山本　早苗

電気通信事業法施行規則第二十三条の九の三の規定に基づき総務大臣が定める様式は、次のとおりとする。

様式第１

項目		原価及び利潤の前々算定期間のβ	原価及び利潤の前算定期間のβ	原価及び利潤の算定期間のβ
ds	開始日			
	終了日			
β_0				
D_{net0}（単位：円）				
E_0（単位：円）				
T_0				
$1+(1-T_0)\frac{D_{net0}}{E_0}$				
D_{net}（単位：円）				
E（単位：円）				
T				
$1+(1-T)\frac{D_{net}}{E}$				
β				

注１　「β」は、第二種指定電気通信設備接続料規則（平成28年総務省令第31号）第９条第４項に規定するものをいう。

２　「ds」は、βを算定に用いる期待自己資本利益率の算定に係る事業年度（以下「期待自己資本利益率算定年度」という。）以前３年度に含まれる、東京証券取引所の全取引日とする。

３　「ds」及び「β」以外の項は、当該項の値を算定に用いる場合に記載すること。

４　「β_0」は、βの算定に用いた、株式会社ＮＴＴドコモのβとする。

５　「D_{net0}」、「E_0」、「T_0」、「D_{net}」、「E」及び「T」の項は、様式第２により算定された値を用いること。

様式第２

項目					数値
株式会社ＮＴＴドコモ	期首値（単位：円）	有利子負債	該当する勘定科目		
			合計		
		現金及び預金	該当する勘定科目		
			合計		
		純有利子負債			
		純資産			
	期末値（単位：円）	有利子負債	該当する勘定科目		
			合計		
		現金及び預金	該当する勘定科目		
			合計		